

# 広報 **なみえ** お知らせ版

(平成27年3月15日発行) No.45

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984  
福島県二本松市北トロミ573番地  
代表TEL 0243(62)0123  
直通TEL 0243(62)4731  
http://www.town.namie.fukushima.jp  
\*毎週土・日・祝祭日は閉庁日です。

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、  
各種情報をお届けします。

※平成27年3月3日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更される  
こともありますので、あらかじめご了承ください。

QRコードをご利用ください。

ホームページの情報は携帯でも  
ご覧いただくことができます。

浪江町公式フェイスブック・ページ  
「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。



## お知らせ

### 福島県復興公営住宅 の第3期募集が始ま ります

福島県が整備を進める復興公  
営住宅の第3期募集が始まりま  
すのでお知らせします。

#### ▽募集期間

4月1日(水)～5月29日(金)

※先着順ではありません。

#### ▽その他

●第3期募集の対象住宅  
南相馬市・いわき市・二本松  
市などの復興公営住宅

●ペットが飼える復興公営住宅  
●復興公営住宅の申込みの方法  
などの情報は、同封した福島県  
復興公営住宅第3期募集のリー  
フレットをご参照ください。

問 福島県復興公営住宅入居支援  
センター  
TEL 024(522)3320

## お知らせ

### 介護サービスの利用 者負担の減免期間延 長のお知らせ

東日本大震災により被災した  
介護保険被保険者を対象に実施  
されている、介護サービスの利  
用者負担の減免措置が、平成27

## お知らせ

年3月1日から平成28年2月29  
日までの1年間延長されること  
になりました。浪江町の被保険  
者の方は免除証明書の提示は不  
要です。

なお、介護保険施設等の食費・  
居住費等の減免は、平成24年2  
月29日で終了しています。

問 介護福祉課介護係

TEL 0243(62)0172

## お知らせ

### 大切な郵便物を 受け取るために

郵便物の転送期間は、郵便局  
へ転居届を出してから1年間で  
す。継続して転送を希望する方  
や避難先住所が変更になった方  
は、お近くの郵便局の窓口にて  
届届を出しましょう。

なお、浪江町内の住所および  
現在お住まいの住所を記載した  
「お客さま確認シート」(避難先  
届)を郵便局に提出している方  
には、引き続き郵便物等が転送  
されます。

問 日本郵便株式会社浪江郵便局  
TEL 080(6026)9724

## お知らせ

### 平成27年度浪江町 就学援助のお知らせ

#### ▽就学援助制度とは

経済的な理由により、学校に  
通うことが困難な児童生徒の保  
護者に対し、義務教育を円滑に  
実施できるよう、学校給食費や  
学用品費等経費の一部援助を行  
う制度です。

現在は、原発避難者特例法に  
より、原則として避難先自治体  
で実施することとなっています  
ので、就学援助を希望される方  
は、まずは避難先自治体の教育  
委員会または学校へご相談くだ  
さい。

避難先自治体の就学援助の認  
定要件(所得条件等)により対  
象とならなかった方は、最終的  
に本町で認定および支給を行  
います(避難先自治体との重複支  
給は行いません)。

#### ▽対象となる方

現在、浪江町に住居登録があ  
り、所得条件等により避難先の  
自治体で就学援助を受けられな  
かった方。

#### ▽必要書類

①平成27年度就学援助費受給申  
請書(兼世帯票)  
\*児童生徒1人につき1枚

## お知らせ

②避難先自治体からの就学援助  
費否認認定通知書等の写し  
※②については、避難先自治体  
との重複支給を防止するため、  
原則提出していただきます。

#### ▽申請方法

必要書類をそろえてご提出く  
ださい。

〒964-0984

福島県二本松市北トロミ573

浪江町教育委員会事務局

就学援助担当係

※申請書は町ホームページから  
ダウンロードするか、郵送し  
ますのでご連絡ください。

#### ▽申請受付期間

4月1日(水)～7月31日(金)

#### ▽援助内容

浪江町就学援助規則に基づ  
き、学校給食費(実費)および  
就学に必要な学用品費等にかか  
る経費の一部を援助します。

問 教育委員会事務局学校教育係  
TEL 0243(62)0301

## お詫び

広報なみえ「お知らせ版」  
(2月15日発行)の1頁に掲載  
しました「悩みごと電話相談窓  
口」ですが、いじめ110番とダ  
イヤルSOSについては県外か  
らは繋がらない電話番号を掲  
載しており、町民の皆さまに  
はご迷惑をお掛けしました。  
心よりお詫び申し上げます。

**お知らせ**

**おもいやり駐車場利用証交付申請に返信用封筒が必要です**  
— 4月1日から —

4月1日から、おもいやり駐車場利用証交付申請の添付書類に、返信用封筒が必要となります。

**▽申請に必要なもの**

【6月31日まで】

① おもいやり駐車場利用証交付申請書

② 確認書類（身障者手帳・介護保険証等の写し）

【4月1日から】

※①・②は従来どおりです。

③ 返信用封筒（角2サイズ、120円切手を貼付、送付先住所を記載してください）

**▽注意点**

※代理人申請の場合、代理人の方の確認書類（運転免許証等の写し）も必要です。

※県機関へ来庁して申請する場合は、その場で交付するため封筒は不要です。（ただし、妊産婦の方が妊娠7か月以前に申請する場合は除く）  
※書類に不備がある場合、受付できない場合がありますのでご了承ください。

TEL 0243(62)4737  
問 介護福祉課福祉係

**お知らせ**

**福島県産業復興相談センターのご案内**

福島県産業復興相談センターは、東日本大震災による直接被害や間接被害（風評被害等）により、経営に悩みを抱えていらつしやる中小企業の皆さんの事業の再開や再生を支援するため国が設置した公正中立な公的機関です。経営改善に向けた各種サポートや、借入金に関する金融機関との交渉でお困りの方への支援等を無償で行っています。

- 震災前の借入金と復旧の借入れを合わせるなど返済が大変だ。
- 震災等で債務超過になっており、新規融資を受けることが難しい。
- 条件変更の期限が来るが、資金繰りが厳しく再延長が必要。などの経営に関するご相談があれば、まずはご連絡ください。

また、商工会および商工会議所も地域事務所として相談窓口になっています。

TEL 024(573)2561  
問 福島県産業復興相談センター  
住所 福島市置賜町1-29  
佐平ビル9階  
URL <http://www.f-fukko-soudan.jp>

**常磐自動車道（常磐富岡ICから浪江IC）における除染方針の達成状況をお知らせします**

環境省は、平成24年12月から実施していた「常磐自動車道除染等工事」を平成25年6月末に完了し、同年9月に除染の結果を公表しました。今般、常磐富岡ICから浪江IC間の整備工事が行われたことを受け、路面舗装等の効果による線量低減を期待した「除染方針」の達成状況についてお知らせします。

**【常磐富岡ICから浪江ICの除染対象区間の空間線量率の状況】**

除染対象区間 常磐富岡ICから浪江IC間 約12.9km	目標値	道路構造	除染前平均値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	除染後平均値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	開通前平均値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	低減率
平成24年6月時点で 3.8 $\mu\text{Sv/h}$ 超から9.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下 【約8.8km】	供用時に概ね 3.8 $\mu\text{Sv/h}$ 以下	土工部	4.7	3.3	0.7	85%
		橋梁部	1.8	1.2	0.5	72%
平成24年6月時点で 9.5 $\mu\text{Sv/h}$ 超 【約4.1km】	供用時に概ね 9.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下	土工部	17.2	11.4	2.1	88%
		橋梁部	10.3	4.6	1.8	83%

※測定は道路中央の地上1m地点。  
※除染前から平成27年1月の低減率

**【路面舗装等の効果による線量低減を期待した「除染方針」とは】**

- ① 3.8 $\mu\text{Sv/h}$ 超～9.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下（平成24年6月時点）  
今後の復旧・整備工事で修繕・整備する箇所については、路面舗装等の効果による線量低減が期待されることから、路面上における供用時の空間線量率を概ね3.8 $\mu\text{Sv/h}$ 以下とすることを旨とする。
- ② 9.5 $\mu\text{Sv/h}$ 超（平成24年6月時点）  
合理的な範囲内で効果的な除染を出来る限り実施し、路面上における供用時の空間線量率を、最も高い箇所においても、概ね9.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下とすることを旨とする。

問 環境省 福島環境再生事務所 TEL 024(573)7330(代表)